平成 30 年度 行政懇談会 意見·要望

「子どもをみんなで育てるまち なばり」に向けて

名張市保育所(園)・認定こども園保護者会連絡協議会

2018年5月に行った、各園保護者に対するアンケート結果をもとに、保護者からの要望を、項目ごとに優先順位をつけて要望・意見をまとめました。「子どもをみんなで育てるまち なばり」に向けて、有意義な懇談となりますよう、よろしくお願いいたします。

子育て支援について(保育所、保育サービス、保育料、病児保育等)

「きょうだいが別々の園にならないようにしてほしい。」

<回答:保育幼稚園室>

名張市では待機児童の解消策として、0歳児から2歳児を対象とした小規模保育や事業所内保育といった地域型保育事業を推進しており、本年度は新たに小規模保育施設1か所が開園しました。

このように、0歳児から2歳児の保育の受け入れ枠が拡がる一方で、3歳以上の兄姉がいるご 家庭においては、別々の保育施設の利用になるというケースが発生している現状があります。

こうしたことから、本年度より、兄弟姉妹がいるご家庭においては、調整基準点を引き上げましたが、本年4月1日現在で35家庭の兄弟姉妹が、別々の保育施設を利用いただく状況となりました。

しかし、その後の転園希望の登録により、希望施設に空きが生じた時点で転園の調整を行い、 現在までに、そのうち18家庭が同じ施設へ転園されている状況にあります。

今後も引き続き、可能な範囲において、同一の保育施設に入所いただけるよう努めてまいります。

② 「出産後半年で職場復帰しないと上の子が保育園を退園とならないようにしてほしい。」 以上2点を求める回答が大変多く、本年度の最重点課題として要望します。

<回答:保育幼稚園室>

保育所や地域型保育事業、また認定こども園の保育を利用する場合は、保護者が出産や就労などで保育が必要であるための要件に該当していなければなりません。

出産後の保育の利用につきましては、国の基準では出産後2か月までと定められ、多くの市町 村はそれに準じていますが、名張市では、出産後6か月までの利用としています。

就労の要件で保育を利用していた方が、出産を経て育児休業を取得する場合、これまでは<u>育児</u> <u>休業開始日時点</u>で2歳児クラスに在園している場合は、家庭での保育が可能ということで退所していただいていましたが、本年4月より見直しを行い、<u>出産後6か月を経過した時点の月末</u>で3歳児クラスに在園している場合は、保育の継続利用が可能となり、3歳児~5歳児は継続利用ができるようになりました。

今後、3歳未満児の継続の拡大につきましては、待機児童の状況を勘案しながら、検討してまいります。

- ③ 「病児保育の場所と人数を増やしてほしい。」
- ④ 「病児保育を木曜午後、土日祝もしてほしい、時間を増やしてほしい。」
- ☆(③④に係わって)病児保育のニーズは非常に高いが、本来は子どもが病気のときは保護者が看護できる環境が整うことが大切と考えます。病気の子を預けて働かざるを得ない状況・社会を変えていくために、イクボスやネウボラを市からもっとアピールして、子どもが病気の時に休みやすい環境作りをしていただきたい。これらは安心して子どもを育てられるまちづくりに向けた素晴らしい理念を示しているが、行政が考えているほど市民には浸透していない現実があると考察します。

<回答:保育幼稚園室>

病児・病後児保育事業は、平成26年度から医療法人グリーンスウォードに委託し、「みらいのこどもクリニック病児保育室」(定員3名)として実施しています。利用実績は延べ人数で、平成26年度が122人、平成27年度が215人、平成28年度が367人、平成29年度が423人と、年々利用者が増加しています。

平成29年度の一日当たりの利用者数ごとの受入日数をみますと、 $1\sim2$ 名の受け入れは 185日で、全体の66%、利用なしの日は72日、26パーセントとなっています。また、3名の定員以上を受け入れた日は25日で全体の約7%あり、定員を超えて受け入れるなど柔軟な対応を図っていただいています。

本年6月までの利用状況も90%が3名以内の利用であり、季節等により利用状況が違いますが、定員や対応時間の拡大・増設等につきましては、今後も利用状況をみながら判断したいと考えており、当面は現状の体制で実施したいと考えています。

なお、土曜日につきましては、現行も午前9時から午後5時まで開室しています。

⑤ 「保育料が高い」、「無料にしてほしい」、「2人目無償化」と、保育の無償化を求める声が数多く挙がっています。国は来年10月から幼児について保育料無償化を打ち出していますが、要望①②を含む待機児童問題も同時に解決していくようお願いします。

<回答:保育幼稚園室>

保育料(利用者負担額)は、国が子ども・子育て支援法施行令で定める額を限度として、保護者世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定めることとなっており、市町村の判断により、国が定める額より減額することも可能となっています。

また、保育料の算定には市民税の所得割課税額を用いており、所得による応能負担となっています。

国が定める利用者負担額は、上限が104,000円となっていますが、名張市では、市の負担により利用者負担額を減額し、上限を54,500円にしています。

保育料の無償化につきましては、名張市では平成27年度から、保育所(園)における第3子以降の子どもに関する経済的負担の軽減のひとつとして、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子を第1子として、第3子以降の保育料の無償化を進めており、本年4月からは幼稚園に在園する幼児についても同様の負担軽減を実施しています。

現在、国において検討が進められている幼児教育の無償化については、財源確保の方策や無償化による保育需要の拡大等への対応、保育や幼児教育の質の担保・向上など、課題とされている

項目も残されておりますことから、今後の国の動向を注視しながら、適切に対応していきたいと 考えております。

医療・保健・福祉について

病院・救急対応について、小児科、産科を増やしてほしいという要望と、夜間の救急対 応について制度が分かりにくいなどの意見が出されています。そこで、

① 市立病院の小児科 24 時間体制や応急診療所など、現在実施していることをさらに丁寧 にアピールしていただきたい。

※毎年出る意見だと思われますが、救急体制について、常時名張にしてほしいという意見はまだまだ多く挙がっています。伊賀市との輪番制について、状況や今後の見通しについて重ねて説明をお願いします。

また、アンケート結果からは、緊急対応(電話対応等)が悪いので改善してもらいたいという意見がかなり見られました。全てのケースではないと理解していますが、①で挙げた周知徹底と併せて、子どもの急な発熱時など、心理状態も含め厳しい状況で連絡する保護者に対して、親身になって対応、説明していただくようお願いします。

<回答:医療福祉総務室>

名張市応急診療所では、市内の開業医が診療していない夜間及び日曜、祝日、年末年始に、救 急車を呼ぶほどではないが、翌日や休日明けまで自宅で様子を見ているには心配なときや、かか りつけ医が不在で応急的に診察を受けたいとき、応急的な処置や投薬をさせていただいています。

あくまでも応急的な処置ですので、受診の翌日や休み明けには、必ずかかりつけ医や専門の医療機関への受診をお願いします。なお、診断の結果、詳しい検査や高度な治療が必要な場合には、市立病院の小児救急医療センターを紹介させていただく場合があります。

また、夜間、お子様の体調のことで慌てたり、判断に困った際には、三重県が開設している「みえ子ども医療ダイヤル (#8000)」での電話相談をすることもできます。

次に、名張市立病院では、平成26年1月から、24時間365日の小児救急医療センターを 開設し、小児の二次救急患者の受け入れ体制を整えています。

過去には、いわゆるコンビニ受診等による医師の過重労働を理由に、小児科医師の引き揚げといった苦い経験もいたしましたが、その後は、市民の皆様が「救急のかかり方」を充分にご理解いただき、小児救急センターにつきましては、そういった事態はこれまで一度もなく、5年目を迎えております。

このセンターの受診対象となる患者さまは、ケガや交通事故などの外科系疾患を除く重症のお 子さまで、救急車による搬送のほか、市内の開業医や応急診療所からの紹介により受け入れを行っています。

また、市内の開業医や応急診療所が診療していない時間帯の場合は、事前に市立病院にお電話をいただき、症状などをお伺いした上で、受け入れを行っています。

小児科ということもあり、ご家族からは大変ご心配をされてお電話をいただきますので、ご家族の思いに寄り添った、丁寧、的確な対応に努めるとともに、できるだけお受けすることで、ご家族にご安心いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

今後も、比較的軽症の患者さまを対象とする市内の開業医や応急診療所と、重症患者を対象と する小児救急医療センターや伊賀地域の二次救急医療機関等との連携、役割分担により、地域の 小児救急医療を維持、充実してまいります。

(伊賀市との輪番制について)

救急医療体制については、伊賀地域全体という観点から考える必要がありますことから、引き 続き現在の救急輪番体制を維持しつつ、救急医療体制の充実に向けて取り組んでまいります。

② 4月から窓口負担が無くなり助かっています。小学生以降も窓口負担を無くす、中学校卒業後の医療費助成など、制度の拡大をお願いします。

<回答:保険年金室>

名張市では、平成27年4月から子ども医療費助成の対象年齢を小学6年生までを中学3年生までに拡大するとともに、本年4月から未就学児(6歳年度末)を対象に、伊賀地域の医療機関での受診の際に窓口負担のない現物給付方式を導入したところです。

一方、三重県においては、小学6年生までの医療費に対して市町に補助金を交付していますが、 中学生以降は市町単独負担としています。

また、国は、小学生以降の医療費の窓口負担をなくすことに対し、国民健康保険への補助金を減額するペナルティーを課すこととしています。

これらのことから、更なる対象年齢の拡大は、財政的に影響を受けることから検討を要するところです。

名張市は、国、県に対し対象年齢の拡大を毎年要望しているところであり、これらのことが解消されましたら県内の他市町と連携した中で検討してまいります。

③ 予防接種について、無償で受けられるものがずいぶん増えてきていますが、さらに増やしていただきたい。(任意接種の予防接種への助成拡大)

<回答:健康・子育て支援室>

子どもの予防接種には、予防接種法に基づいて実施される定期予防接種と、そうではない任意 予防接種があります。

定期予防接種は、集団感染予防に重点をおき、予防接種を受ける努力義務が課せられたもので、原則公費負担で実施しています。

一方、任意予防接種は、医師から効果や副反応(副作用)、事故後の救済措置等の説明を受けた上で、原則として保護者の判断と負担により選択していただくことになりますが、名張市では、乳児期に感染しやすく接種が医学的にも推奨されている以下の2種類の任意予防接種費用の一部助成を実施しています。

一つは「ロタウイルスワクチン予防接種」。これは、乳児期に罹りやすく最初の感染が一番症 状が強いといわれるロタウイルス胃腸炎を予防するものです。

そして平成29年度より助成を開始した「乳幼児インフルエンザ予防接種」(生後6か月~就 学前まで)。これは、季節性のインフルエンザの感染予防及び罹患してもその症状を軽減するも のです。

なお、任意予防接種で以前市が費用助成をしておりました「B型肝炎ウイルスワクチン予防接種」は、平成28年10月より定期予防接種に位置づけられました。

任意予防接種に対する助成については、重要性、有効性、安全性等を研究するとともに、他市町村等の動向を見極めながら検討を重ねたいと考えております。

④ 安心して子どもを産み育てられるまちづくりのために、小児科・産科の誘致を進めてい ただきたい。

<回答:医療福祉総務室>

小児科、産科を増やしてほしいとのご意見をいただいておりますが、全国的に見ましても、時を選ばず、予測不能の母胎や胎児の急変が日常的に発生するなど勤務状況が厳しい産科の医師は減少傾向にあり、小児科医師につきましても同様の状況にあります。

こうした中で、本市では名張市立病院の小児科の充実に向け、医師の確保に取り組んできており、特に、小児救急につきましては、平成26年1月から24時間365日の小児救急医療センターを開設し、市民の安心・安全のための取組を着実に進めているところです。

今後も、市内の開業医の協力を得ながら、応急診療所での受け入れ体制や、小児救急医療センターでの二次救急医療体制の確保を図ることにより、適切な医療の提供ができるよう取り組んでまいります。

(産科について)

名張市の将来を支えていく若い世代が住み慣れたこのまちで、安心して出産育児ができる環境を整えることは、重要な施策であると考えています。

産科については、現在、市立病院において産科の設置について、三重県や医師会と相談・協議 を進めているところです。

憩いの場について

公園

小さな子どもをもつ家庭での憩いの場として、公園についての関心は高く、意見、要望もたくさん出ております。昨年以前も要望させていただいている公園設備の改修について、改修の現状とこれからの改修予定を教えてください。

本年度の要望としては、別紙にまとめた個々の施設についての要望も含め、

- トイレの改修・修繕。
- ② 遊具の修繕・年齢層に応じた種類の充実。
- ③ 駐車場の確保

以上3点とさせていただきます。

<回答:維持管理室>

公園トイレに不具合が生じた場合の補修や修繕につきましては、早期に対応しているところで

すが、機能性や快適性の向上を図る改修・改築については、多額の費用が必要となります。今後、 公園ごとに必要性や効果等について検証していきたいと考えています。

公園遊具の修繕につきましては、平成28年3月に「名張市公園施設長寿命化計画」を策定し、 国の交付金を活用した更新を順次行っております。平成28年度は15公園19施設、平成29 年度は12公園17施設、今年度は17公園31施設の更新を行います。残りの施設につきましても引き続き更新作業を行っていきますが、市内には多くの公園があり、そこに複数の遊具があることから、遊具の更新は長期間に及ぶことをご理解いただきたいと思います。

公園遊具は、遊びを通じ難しいことに挑みながら、身体や運動能力だけでなく、心も発育・発達し、創造性や主体性を向上させることを目的とし、ほとんどの公園には、その目的を持った滑り台、ブランコ、雲梯、ジャングルジムやシーソー等、幼児から小学生(おおむね3歳から12歳)を対象としたスタンダードな遊具が設置されており、前述の公園施設長寿命化計画では、原則、それら遊具と同種遊具の更新を行っています。遊具の充実については、一定の財源確保が必要となりますが、今後、市民のみなさまの要望等を踏まえ検討していきたいと考えています。

公園は、街区公園(主に半径 250m以内の住民が利用)、近隣公園(主に半径 500m以内の住民が利用)、地区公園(主に半径 1 km以内の住民が利用)に大別されており、街区公園については徒歩圏内であることから駐車場の必要性は低いと考えられます。近隣公園や地区公園については、利用者数に見合う一定の駐車場の確保は必要と考えられますが、近接地は既に土地利用がなされている公園が多く、新たな駐車場の確保や拡張は困難な状況にあります。

その他、雨でも遊べる施設(土日祝でも遊べるところ)、市営プールの改修などを求める 意見がたくさん挙がっています。また、伊賀市の映画館が無くなったこともあり、博物館、 児童館、映画館など、文化施設、娯楽施設を市内に求める声も挙がっています。

<回答:地域活力創生室・市民スポーツ室>

博物館、児童館等の教育・文化施設の整備、また映画館などの娯楽施設の誘致は、若者をはじめ市内外から多くの誘客が期待され、若者世帯層等の移住・定住の促進や地域活性化に寄与すると考えられることから、まちの形成には効果的な要素であると考えます。

しかしながら、施設整備にあたっては事業者が見込む集客や、土地利用等に係る法規制、地域性など様々な課題も多くあることから、引き続き、事業者の進出動向等の情報収集に努めるとともに、市民や市内の関係団体、企業など多くの皆様の声をできるだけ反映し、若者世帯層にとって魅力あるまちの実現を目指します。

また、市民プールにつきましては、利用者の皆様にご不便のないよう、維持管理に努めてまいります。

その他、保育・教育・環境・雇用・地域等、行政サービスについて

① 子育て支援の項目など、子どもに関する要望、意見はたくさんありますが、保育の充実には保育士の人材確保が不可欠です。名張市でも全国的な傾向と同様、保育士不足は深刻な問題ですが、保育士の定数増と待遇改善(正規・非正規共に)について、現在の取組について説明いただくとともに、今後も最重要課題として取り組んでいただ

くようお願いします。

保育士のみなさんにゆとりをもって生き生きと働いていただくことが、保育の質の向上、子どもの健やかな成長につながります。給与面、労働環境・条件等、現場の保育士の声を反映させ、さらに改善していただきたい。

<回答:保育幼稚園室>

保育の充実や待機児童の解消に向けて、保育士の確保・育成等が重要となる中で、名張市では平成27年度から、保育士・幼稚園教諭を対象とした市主催の「就職フェア」を毎年開催し、新卒保育士等の確保や潜在保育士等の掘り起しを行っています。今年5月の開催時には30名の参加者に対して保育施設とのマッチングを働きかけることができました。

保育士の待遇改善については、教育・保育に携わる人材確保と資質向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくための施策を国主導で進めており、国が定める民間保育施設に対する施設型給付費等を増額するとともに、賃金改善やキャリアアップを目的とした「処遇改善等加算」を設け、基本給のベースアップや手当・賞与・一時金の支給など、保育士等に対する直接的な賃金改善が行われる仕組みの構築が進んでおります。

② 保育所(園)のトイレについて、ポータブル便器を導入して洋式化するなど、使いや すいトイレにしていただきたい。

<回答:保育幼稚園室>

民間保育園と公立保育所では、施設の整備状況に違いはありますが、公立保育所におきましては、0歳・1歳用の乳児用トイレはすべて洋式便器となっています。

2歳児以上の幼児用トイレは、ほとんどの施設で洋式便器と和式便器の両方が設置されており、洋式便器が設置されていないトイレにおいてはポータブル便器による洋式化を行い、子どもが使いやすいように対応を図っているところです。

③ 学童保育について、場所やスタッフが足りず運営に苦心されているところもあります。 学童保育の環境整備をしていただきたい。(スタッフ支援など)

<回答:子ども家庭室>

今後の学童保育の充実に向けて、本年1月に、幼児を持つ保護者を対象に放課後児童クラブ (学童保育)に関するアンケート調査を実施しました。今後の施設の拡充については、この調 査の結果をもとに児童数の推移等を勘案しながら取組を進めてまいります。

また、クラブの職員については、補助員やボランティアを市広報などで募集し、登録をしていただいております。さらに、「なばり子育て支援員研修」の受講者等にも募集チラシの配布を行うなど、スタッフの確保に努めているところです。この秋には、放課後児童クラブで従事していただきやすいように、「なばり子育て支援員研修」の中に、専門研修として「放課後児童コース」を開講する予定です。

④ 保育施設の老朽化対策。

<回答:保育幼稚園室>

保育施設の施設整備・修繕等につきましては、毎年、各施設長に対して、施設整備に関する 調査を行い、緊急を要するものから優先順位をつけ整備しているところです。

建設から30年以上経過した施設が多く、老朽化が進んでいますが、平成28年度に策定しました「名張市公共施設等総合管理計画」に基づいて、計画的に老朽化施設の改修等を進め、より良い保育環境や受入枠の整備を進めてまいります。

⑤ イクボス・ネウボラの理解拡大に努めてもらいたい。

<回答:人権・男女共同参画推進室>

名張市では、「事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進」をオール名張で進めるため、 昨年9月に「まちじゅう元気! イクボス宣言 なばり」を行い、65の事業所(現在は67事 業所)の皆様にご賛同いただく中で、「いきいきと働ける事業所の多いまち・なばり」を発信す るとともに、「働きやすい、子育てや介護しやすい、多様な生き方が選択できる事業所づくり」 を促進するべく取組を進めているところです。

今後も引き続き、出前トークや、情報紙、ホームページ等各種媒体への掲載等、様々な機会 を活用し、イクボスの更なる啓発に努めます。

今年度は、昨年イクボス宣言を行っていただいた事業所に対して、宣言以降の現状を把握するためのアンケートを行っています。また、新たにイクボスに取り組んでいただける事業所の拡大に向けて、秋に企業訪問を予定しています。

<回答:健康・子育て支援室>

名張市では、妊娠から出産・育児までの切れ目ない相談・支援の仕組みである名張版ネウボラを 地域づくり組織や関係機関との連携・協力のもと推進し、産前産後のケアなどを含め、妊産婦のた めの取組を進めてきました。昨年12月には妊婦応援都市を宣言し、その趣旨を広めるとともに、 妊産婦の方や子育て世代への支援の輪を広げるための「こそだてサポーター養成講座」を実施して います。

妊婦の皆様には、母子健康手帳発行時に妊婦応援都市宣言の啓発ファイルをお渡しし、市として 妊産婦を応援する取組を進めていること、妊産婦に優しいまちづくりに取り組んでいることをお伝 えしています。

また、市民の皆様には、市ホームページ、広報なばり、FMなばり、庁舎広告放映モニター、子育てガイド2018 (生後2か月の乳児家庭全戸訪問事業・子育て支援員研修・各関係機関等に配布。2,000部発行。)、子育て支援拠点等での掲示、子育て支援員研修等で啓発しています。

今後も、地域づくり組織や医療機関、チャイルドパートナー(まちの保健室)、母子保健コーディネーター(保健師・助産師)、こども支援センター、マイ保育ステーション、保育所(園)・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園等が連携し、産前産後事業や母子保健事業、子育て支援事業、地域の子育て支援等の充実を図りながら、名張版ネウボラの推進と啓発に取り組んでまいります。

※窓口対応の改善

医療の項目でもありましたが、窓口対応についての意見が一定数出ています。一部のケースであるとは思いますが、市民の立場に立っての対応をお願いします。

<回答:人事研修室>

職員に対しては、窓口や電話等での接遇研修を実施しているところですが、ご意見のとおり、改善すべき状況もあることから、今後も引き続き、研修内容の充実を図るとともに、傾聴力を高め、市民の皆様の気持ちに寄り添った対応ができるよう、職員の資質向上に努めてまいります。

安全·安心

今回の保護者アンケートで得られた具体的な危険箇所については、別紙で情報提供します。この項では、市全体として考えていただきたい要望と、具体的な事案の中で、特に連絡協議会として危険性が高く対処をお願いしたいと考えた事案について要望をまとめました。

① 市全体として、側溝の危険性が指摘されています。安全第一で側溝の整備をお願いします。大雨の後、水があふれる、水流が強く危ないが柵や蓋がない等の危険箇所がたくさんあります。

<回答:維持管理室>

道路側溝は、道路の表面雨水や隣接宅地等からの流入雨水を排除するもので、基本的には、集水機能や流下能力を阻害する蓋の設置は行いませんが、幅員4m未満の狭隘道路で歩行者等の通行に支障があるなど、道路管理者等が蓋や柵を設置する場合もあります。ご指摘の危険箇所をお示しいただければ現地確認をさせていただきます。

② 通学路等の歩道整備。

<回答:道路河川室>

通学路整備については、小中学校の通学路を対象とした「通学路交通安全プログラム」に基づき、歩道の新設、既設道路の路肩を利用し歩行帯を確保する「あんしん路肩」等の整備を、国の交付金等を活用し計画的に実施しており、引き続き、早期の整備完了に向け取り組んでまいります。

③ 街灯が少なく暗い道が多く、防犯上の心配があります。個々には区等の動きになるかもしれませんが、市としての防犯対策を打ち出していただきたい。

<回答:危機管理室>

街灯が少なく暗い道の場合、該当地域の区や自治会が取り組んでいる防犯灯の設置により対応 が可能となる場合があります。そうしたことから、市にご相談をいただければ当該地域の区や自 治会へ要望の内容について伝達させていただきます。また、街路灯の整備についても検討してまいります。

※個別の事案のうち危険性が高い箇所

① 箕曲小学校・保育園周辺の用水路。柵、蓋などつけてほしい。大雨後は水があふれて道路と区別つかず、道路も狭い中、歩行者、自転車、自動車が頻繁にすれ違い大変危険。

<回答:維持管理室>

ご指摘の水路は農業用水路であることから、管理している地元の水利組合に安全上の柵及び蓋設置について確認しましたところ、維持管理に支障があるため設置しないでほしいとのことでした。

なお、箕曲小学校周辺においては、集中豪雨時に用水路の流下能力を上回る雨水が短時間で流入 し、用水路から水があふれ、道路冠水や床上・床下浸水が度々発生していることから、現在、水路 施設の部分改修による浸水被害の軽減対策を検討しています。

② 美旗小学校前初瀬街道。歩道をつけるスペースは無いが、通学時間の通行制限等対策を講じていただきたい。

<回答:都市計画室>

道路の「通学時間帯における通行制限」につきましては、交通規制に関わるものですので、公安委員会(警察)の所管となります。

ご要望いただいた内容は、新たな規制の実施を要請するものですので、要望書によることが望ましいと考えます。市に要望書をご提出いただきましたら、警察署に対し申し入れをさせていただきます。

なお、当該道路は地域の住民の生活道路でもあることから、通行制限等の対策につきましては、広く地域の方々のご理解、ご協力も必要となりますので、地域を含めて十分にお話し合いのうえ、ご要望いただければと思います。

③ 名張街道西原の辺り。大雨が降ると国道が水没。

<回答:道路河川室>

ご指摘の道路は、三重県管理の県道上野名張線であることから、三重県伊賀建設事務所に対し対応を依頼しました。

伊賀建設事務所からは「当該箇所について、現地調査を行い側溝に土砂等が堆積していましたので、側溝清掃を行いました。今後も道路パトロールで、土砂等の堆積について注視するとともに、必要に応じて清掃を行い、側溝としての機能が保たれるよう努めます。」との回答をいただいております。

④ 桔梗が丘保育園前の一方通行の表示を分かりやすく。

<回答:都市計画室>

一方通行等の道路標識につきましては、交通規制にかかわるものですので、公安委員会(警察)の所管となります。

当該箇所につきましては、担当で現地確認のうえ、ご指摘があった旨、警察署に対し申し入れ をさせていただきました。

- ※アンケートにはありませんでしたが、6月18日の大阪北部地震による高槻市のブロック塀倒壊の報道を受けて、急遽下記要望を追加させていただきます。
- ①市内の学校や公共施設の安全性についてはすでに調査等対応中と存じますが、子どもたちの通園、通学路や遊び場所など、耐震の観点から、建造物の倒壊や崖崩れ等のおそれがある箇所の調査をお願いいたします。

<回答:危機管理室>

公共施設のブロック塀の調査は完了しております。現在の建築基準に満たないものについては、 撤去を含む早急な対応を進めております。小中学校の通学路の調査については、現在調査を進めて いるところです。

市広報やホームページ等を通じて、市民の皆様にも各家庭のブロック塀の安全点検等について、 注意喚起を行ってまいります。なお、通園・通学路や遊び場等で危険箇所が発見された場合は、ご 相談ください。関係部署への調査依頼等をさせていただきます。 別紙:安心・安全について(危険箇所・防犯) 各園保護者から寄せられた情報

1	美旗の公園の草刈りをしてほしい。	<回答:維持管理室>美旗地区のほとんどの 公園の維持管理は地域(自治会等)に委託し、
		年2回(おおよそ6月下旬~7月下旬、9月
		下旬~11月下旬)の除草作業を実施してい
		ただいておりますが、雑草の繁茂状況等によ
		り利用できない等、お気づきの点がありまし
		たらご連絡下さい。
2	 電柱が古くさびているし傾いている。桜が丘3088-	<回答:保育幼稚園室>市内の電柱につきま
-	81(カルチャーパークの近く)	しては、中部電力(株)伊賀営業所で維持管
		理を行っています。お気づきの点がありまし
		たら、電柱番号をご確認の上、ご連絡いただ
		きますようお願いします。
		(Tel. 0120 - 985 - 311)
		なお、現場を確認したところ、該当と思わ
		れる防犯灯を確認しましたが、防犯灯の維持
		管理につきましては、当該地域の区・自治会
		にご相談いただきますようお願いします。
3	つつじが丘北9番地から比奈知へ下る場所にある	<回答:維持管理室>つつじが丘北9番町に
	公園を整備してほしい。	ある「つつじが丘1号公園」は複数の遊具と
	AM CEM O CIGOV O	休憩施設を設置しており、除草を含む維持管
		理はつつじが丘北9番町自治会に委託して
		います。更なる整備については、つつじが丘
		北9番町自治会ともご協議いただき、地域要
		望として対応していただきたいと考えます。
4	夏見の公園のベンチ(プール側)が壊れかけてい	<回答:市民スポーツ室>現場確認したとこ
	るので危ない。	ろ使用に障害があると判断し、撤去します。
		今後、新設については、検討します。
5	市立病院のトイレで子どもを座らせた時、ベルト	<回答:市立病院総務企画室>トイレに設置
	の開閉が固く、指を切ったことがあったので点検	しています幼児用シートを確認しましたと
	してほしい。(危ないものは撤去してほしい)	ころ、幼児の動きに安全に対応するため、頑
		丈な造りになっていますので、緩く調整する
		ことができない構造となっています。
		今回、ケガをされたという事を聞かせてい
		ただきましたので、早速、使用を中止し、撤
		去をさせていだきます。
		また、お子様と一緒に入られる方は、小児
		科横に、幼児用の柵のあるベッドを設置した
		トイレがありますので、そちらをご案内させ
		ていただきます。
		· 1212 6 / 0

6	薦原公園の灰皿を撤去してほしい。不始末で煙が	<回答: 市民スポーツ室>ソフトボール場の
0	上がっていることもある。	2箇所については、撤去します。
	上がっていることもある。	
		水道横に設置してある灰皿については、使
		用に関する注意啓発を行うとともに、日常管
		理についても徹底していきます。
7	夏見地区に不審者がうろついている可能性があり	<回答:危機管理室>名張警察署と情報共有
	ます。子どもには1人で外に出ないように注意し	を図らせていただきました。
	ていますが、安心して外に出られない環境がある	今後も、名張警察署や関係団体、地域住民
	ことが残念です。(よさみ幼稚園周辺の夏見地区)	との連携のもと、地域における防犯活動を進
		めてまいります。
8	通園路の空き家管理(ガラス窓が割れていて危な	<回答:営繕住宅室>適正に管理されていな
	い、草が覆っていて怖い等)	い『管理不全空き家』につきましては、その
		所有者等に対して適正に管理するよう指導・
		勧告等を行っているところです。
		ご指摘いただいている通園路に限らず、ご
		自宅周辺において『管理不全空き家』がござ
		いましたら、営繕住宅室(63-7740)
		までご一報いただきますようお願いします。
9	中一番にある公園のブランコがさびれている	<回答:維持管理室>美旗町中一番にある
		「美旗1号公園」のブランコは、本年5月に
		更新を終えています。
10	みはた虹の丘保育園横の女良塚古墳の手入れがな	<回答:文化生涯学習室>みはた虹の丘保育
	されていない。馬塚はいつも手入れされている。	園のフェンスから女良塚古墳の墳丘までの
	不審者がかくれていてもわからない。	間の雑草が、ご指摘のとおり繁茂していまし
		た。皆様方がより安心、安全に通園していた
		だけるよう、今後、適正管理に努めてまいり
		ます。
11	つつじが丘南5のグラウンドの奥にある公園のシ	<回答:維持管理室>つつじが丘南5番町に
	ーソーのような遊具、人が乗る所の木が片方とれ	ある「つつじが丘12号公園」のシーソーは、
	たままになっている。	ご指摘のとおりでした。
		危険が伴いますのでねじ穴を塞ぐことで
		現状利用は可能になりますが、早急に補修い
		たします。
12		<回答:維持管理室>若松公園(桔梗が丘7
	3.	号公園) に設置されているハングリングと滑
	- 	り台付ジャングルジムとも途装剥がれや錆
		が生じていますが、安全上問題となる腐食で
		はない状況ですので、引き続きご利用下さ
		い。今後も定期的に点検を実施し、適切な時
		期に補修を行い、安全確保に努めてまいりま
		す。

13	フラワーランド隣の公園のブランコが錆びてい	<回答:維持管理室>「桔梗が丘16号公園」
	る。またイスも高いので低いイスに変えてほしい。	のブランコについても塗装剥がれや錆が生
		じていますが、安全上問題となる腐食ではな
		い状況ですので、引き続きご利用下さい。
		今後も、定期的に点検を実施し適切な時期
		に補修を行い安全確保に努めます。
		椅子高については、椅子の設置基準内では
		ありますが、椅子下に土を補充することでブ
		ランコの高さを調整させていただきます。
14	桔梗が丘9号公園の滑り台の汚れがひどい。小さ	<回答:維持管理室>現地確認を行いました
	い子が触るので、きれいにしてほしい。	が、複合遊具の滑り台3か所に目立った汚れ
		は確認できませんでした。
		数多くある公園遊具の清掃を定期的に実
		施することは困難でありますが、定期点検時
		での目視確認、パトロール等による発見時に
		は即時対応いたします。また、お気づきの点
		がありましたら直接ご連絡下さい。
15	富貴ヶ丘5号公園のトイレが、普段施錠されてい	<回答: 契約管財室>当該トイレはひなち地
	て使えない。	域ゆめづくり委員会へ管理を委託しており、
		防犯上の理由から開放時間は午前10時か
		ら午後4時までとしています。ご不便をおか
		けしますが、ご理解くださいますようお願い
		いたします。
16	かぼちゃ公園のトイレが極めて汚い。清掃されて	<回答:維持管理室>かぼちゃ公園(鴻之台
	いるとは思えないほど汚い。	3号公園)は、近隣公園として設置しており、
		年間を通じ利用者が多いことから、トイレ利
		用も多いと思われます。現在、トイレ清掃を
		含め、除草作業等の維持管理を地域(中央ゆ
		めづくり協議会) に委託していますが、今後、
		皆様に快適に利用していただけるよう、清掃
		活動の回数の見直しを含め地域と協議を行
		います。
17	蔵持町里(県道57号の里コミュニティーセンタ	<回答:維持管理室>当該区間のカーブミラ
	ーから緑が丘へ抜けるあたり)のカーブミラーが	ーについて、現地を確認させていただきまし
	曲がったままで見にくい。	たが、支障のあるものが見当たりませんでし
		<i>†</i> c.

平成30年度 名張市保育所(園)・認定こども園保護者会連絡協議会行政懇談会 <再質問>

<子育て支援について>

- ○校区外からの子どもの受け入れが8時からでは遅いのではないか。
- →保育施設への入所については、各家庭の状況を踏まえた入所基準点を設定し、優先順位をつけて 入所いただいているところです。可能な限りご希望の園に入所いただけるよう調整を図っている ところですが、保育施設の規模・配置の現状や、保護者の皆様の入所希望の状況等から、すべて の子どもに校区内の園に入所いただくことは困難な状況にあります。

なお、入所面接時に、保護者の通勤時間等を確認させていただいた上で、入所決定をさせていた だいており、ご不便をおかけする点もありますが、ご理解、ご協力をいただきますようお願いい たします。

- 〇市民に浸透していない中で、市の回答としては不十分ではないか。全てのアンケートに目を通してもらいたい。
- →行政懇談会では、保育所(園)・認定こども園の保護者の皆様から、毎年、多くの貴重なご意見・ ご要望をいただいて、意見交換をさせていただきながら、市政運営に反映するべく努力している ところです。

行政懇談会に向けて各園で実施いただいているアンケートの集計表については、保護者会連絡協議会の理事会の中で、意見・要望として取りまとめて市に提出いただいておりますことから、現行は意見・要望のみを各担当に送付しております。

今後、集計表の取扱いについて、理事会等でご協議いただき、職員が情報共有できるよう進めて まいりたいと考えております。

○「2人目無償化」についての回答をお願いしたい。

→現在、名張市では「名張市子ども3人目プロジェクト」として、「第3子以降の子どもに関する経済的負担の軽減」、「保育サービスの充実」、「結婚・妊娠・出産への切れ目のない支援」の3つの少子化対策を実施し、子どもを産み、育てられる環境の整備・充実に取り組んでいます。すでに保育所(園)や認定こども園の2号・3号認定(保育所部分)の子どもについては、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子を第1子として、第3子以降の保育料の無償化を実施していますが、幼稚園や認定こども園の1号認定(幼稚園部分)については、本年4月からの実施としており、まずは第3子以降の無償化を均等に実施できるよう取組を進めているところです。第2子の保育料無償化については、現在国において進められている幼児教育無償化の動向等を視

<医療・保健・福祉について>

野に入れて検討してまいります。

- ○電話対応について、丁寧、的確な対応に努めるとの回答であるが、市からどのように指導をされているか知りたい。
- →応急診療所では、電話を受けさせていただくのは、基本的に看護師ですが、手が離せない場合等には、医療事務職が対応させていただくことがあります。ただし、医療的なお問い合わせ等につ

いては、電話を代わるなどして、できる限り看護師が対応させていただいております。

電話対応が悪いというご指摘については、真摯に受け止め、すべてのスタッフ(看護師や医療 事務職)に改めて周知するとともに、ていねいな対応に努めます。

また、市立病院の小児救急では、まずお電話で病状をお知らせいただき、診察とするか、ご自宅で経過観察とするかの判断につきましては、看護師が詳しく病状をお伺いした上で、その段階で極めて軽症であると判断される場合を除いては、その日の小児科当直医に聞き取った病状を伝達して、医師の判断を仰ぎ、その結果をご家族にお伝えしています。

他の診療科の救急対応と同様に、医師の判断により緊急的な処置や入院治療が必要でないという場合は、ご自宅で経過を見ていただき、翌日にかかりつけの病院で診ていただくようご案内させていただいております。

小児科ということもあり、ご家族からは大変心配をされてお電話をいただきます。また特に低年齢の子どもは病状が急変することもありますので、今回のご意見につきましても会議・研修等の場でしっかりと情報共有を図り、丁寧、的確な対応に努めてまいります。

○国民健康保険への補助金を減額するペナルティーを課す部分について、意味が分からない。

→各市町村の国民健康保険は、徴収した保険料のほか、市町村の拠出金や国からの補助金で運営しています。

小学生以降の医療費を窓口負担なしの現物給付とする場合は、医療機関を受診する患者数が増加する(波及増)と国は解釈しており、国の補助のルールから外れることになるので、国からの補助金の一部が減額されるというペナルティーがあります。

このルールの廃止等については、これまで名張市からも国に働きかけを行っています。

○産科の設置について、現状どこまで進んでいるのか知りたい。

→市立病院への産婦人科の設置にあたり、医師の派遣元として三重大学からご協力いただけるというお約束をいただき、整備にかかるスケジュールやどのようなイメージとするか検討を進め、2 0床の増床が必要であるとして所要の準備をしてきたところです。

地域の産科・婦人科の連携体制をどうずるか、NICUの設置などの課題について、地域医療構想調整会議にお諮りして、お認めいただいた後に、三重県が開催する医療審議会での審議・決定を経て、実施設計、建設工事へと進めていく予定です。

今しばらくは、地域医療構想調整会議にお諮りをしていく段階にあり、少しスケジュールはお していますが、できるだけ早く開設できるよう取組を進めます。

○適切な医療を進めるには、市民の意見をしっかりと聞いたうえで対応していくことが必要であると考える。医療機関への市民評価を実施してはどうか。医療の質の向上につながるのではないか。

→名張市では、毎年、市民意識調査を実施しており、その中で地域医療機関 (開業医や公立病院等) での現在の医療体制について、満足度を回答いただいています。

市立病院にも、名張市立病院改革検討委員会が設置されており、第2次改革プランの中にも医療の質の向上や外来・入院患者アンケートの実施などを盛り込んでいるところです。本日のご意見を踏まえ、引き続き取組を進めていきます。

<憩いの場について>

- ○公園の街区公園、近隣公園、地区公園の割合として、地区公園は名張市にどれくらいあるのかを 知りたい。
- →名張市には165の公園があり、その内訳は街区公園が152箇所、近隣公園が10箇所、地区公園が1箇所(平尾山カルチャーパーク)、総合公園が1箇所(名張中央公園(夏見))などとなっています。
 - ※マップについては、公園施設長寿命化対策事業(平成28年度~30年度)の対象となっている公園を示した参考図面を配布。
- 〇市民プールの男子更衣室が、外部から見通せる状況になっている。ついたて等で見えないように 対応してほしい。
- →担当部署にお伝えし、現状確認・対応を依頼します。

< その他、保育・教育・環境・雇用・地域等、行政サービスについて>

- 〇保育士の処遇改善の仕組みがどこまで進んでいるのかを回答頂きたい。
- →国は民間の保育士等の月額給与について、平成24年度から29年度の間で約10%の処遇改善を行い、さらに平成29年度より技能・経験を有する保育士等に対し、月額最大4万円の上乗せ支給を行う仕組みを設け、民間施設への施設型給付費に加算しています。

今後も人事院勧告及び公定価格改正により、処遇改善が行われる見込みです。

- 〇十分に改善が進んでいるのか、臨時職員にも対応されているか。
- →処遇改善の制度上、保育士等への賃金の配分方法は各事業者に委ねられているため、処遇改善の 実態把握や検証が難しい状況にあります。(非正規職員も処遇改善の配分対象になり得ますが、 正規職員に優先配分されているのではないかと思われます。)
- ○保育士の処遇改善について、仕組みの構築が進んでいるということだが、民間施設の保育士の賃金は安い。同一職種の市職員と比べた場合10万円ほどの差があり、そこまでの差があると仕事への熱も冷めるのではないか。市として何ができるかを考えてほしい。
- →賃金格差は把握していますが、市としての具体策は打ち出せていません。賃金決定は労使間で決定されるのが基本で、行政でできることには限界がありますが、保育士の宿舎の借上げ補助などの支援を実施しているところです。
- 〇民間保育施設の洋式トイレの設置状況を知りたい。
- →すべての園でほぼ整備されている。(当日会場で各園に確認)
- 〇学童・保育施設の老朽化の回答について、予定をもう少し明確にしてもらいたい。
- →学童保育の環境整備については、各運営協議会から施設改修や指導員の確保等についてご要望を いただいております。

施設の改修・拡充については、先に実施しました放課後児童クラブ(学童保育)に関する保護者

アンケートの結果や今後の児童数の推移、また、対策の優先度等を勘案し、必要な予算を確保しながら、年次計画的に対策を進めます。

保育施設の老朽化への対応についても同様に、各施設長への調査結果等を踏まえ、計画的に対応を進めます。

なお、公立園では、平成30年度は保育所・幼稚園の遊具について、老朽化対応等安全対策のための改修等を行うこととしております。

- ○学童保育の現場でクレーム対応に苦慮しているとの話を聞く。マニュアルの作成・提供など検討 いただけないか。
- →放課後児童クラブ(学童保育)の環境整備については、保護者の皆様からいろいろなご要望をいただいており、各運営協議会からも、施設改修や指導員の確保等についてご要望をいただいております。

放課後児童クラブは、市から各地域の運営協議会に運営を委託しており、随時連絡・協議を行っていますので、ご意見の点についてもその中で対応していきたいと考えています。

<安全・安心>

- 〇水路施設の部分改修による浸水被害の軽減対策を検討している回答について、検討結果を教えていただきたい。
- →現在、軽減対策の内容について、引き続き調査・検討を進めている段階です。
- ○美旗小学校前初瀬街道の通行制限等対策について、要望書はどこから上げさせていただいたらよるしいでしょうか。
- →小学校の通学に関連してのご要望だと思われますので、小学校のPTAが窓口になり、学校や地域等と協議の上、地域・学校・PTAの連名でご要望いただくのがよいのではないかと思います。 なお、各小中学校の通学路の合同点検や交通安全プログラムの検討経過は、市ホームページにも掲載しております。(美旗小学校の本年の合同点検は、7月25日に終了。)
- 〇名張街道西原の付近の側溝掃除だけで終わらないようにしていただきたい。
- →三重県伊賀建設事務所からは、今後も側溝としての機能が保たれるよう努めるとの回答をいただいておりますので、引き続き連携を密にして対応していきます。
- ○各家庭の建築基準を満たさないブロック塀等について、市広報やホームページから以外で市から 注意喚起できるものはないでしょうか。
- →保育所(園)・認定こども園等については、通園路は設定されておらず、経路を限定することができません。小中学校の通学路については、現在、教育委員会の職員が直接現地に出向いて確認作業を進めているところです。

その結果に基づいて、建築基準を満たしていないブロック塀の所有者の方に対する、注意喚起や 協力要請を予定しています。

お気づきの点などがあれば、市に情報をお寄せいただきますようお願いします。

- 〇学校等経由で保護者に危険箇所についてのアンケートを配布いただき、危険箇所を集約してはどうか。
- →通学路を中心に、すでに8割程度確認を終えています。基準を満たさない塀が相当数あるので、 所有者に文書等で注意喚起をしていきたいと考えています。
- 〇市内でも通学路付近の子どもたちの目に触れる場所に、風俗店や公営競技施設などがある。子どもの健全育成という観点からはふさわしくないと考えるが、どういった判断で市は設置を許可しているのか。また、そうした施設の廃屋などは、市で強制執行して撤去できないか。
- →民間事業者は、定められた法基準の中でそれぞれの施設を建設されています。